

広島新規仮処分、2月3日に第3回審尋期日

2021年1月27日（広島）

広島県、愛媛県に居住する住民7名が申し立てている、四国電力伊方原発3号機の運転停止仮処分申立事件（広島新規仮処分）は、2月3日（水）に第3回審尋期日を迎える。（広島地裁民事第4部：藤澤孝彦裁判長、中井沙代右陪席、佐々木悠土左陪席）

広島新規仮処分は、20年3月11日に申し立てられ、7月15日第1回審尋期日（住民側プレゼンテーション）、10月20日第2回審尋期日（四国電力プレゼンテーション）が行われていた。

第3回審尋期日へ向けて、住民側は準備書面5（「最大加速度以外の判断要素について」）をすでに提出しており、四国電力側は地震動に関する反論を中心とした準備書面を提出するものと見られる。

日本で現実に生起している地震の地震動に対して、伊方原発3号機重要施設の動的安全性を担保すべき基準地震動650ガルはあまりに過小であり、3号機の地震に対する脆弱性は明らかとする住民側の主張に対して、四国電力は、伊方原発敷地は強固な岩盤の上に設置されており地震に対する安全性は確保されていると反論しており、今回事件の最重要争点となっている。

伊方原発広島裁判原告団及び応援団は、第3回審尋期日へ向けて「650ガルでは人の命は守れない」をスローガンに取り組みを進めている。（添付チラシ参照のこと）

ただし猖獗を極めるコロナ禍とあって、記者会見・報告会はZOOMを使ったオンラインのみとしている。

オンライン記者会見・報告会では、弁護団による審尋期日報告の他、準備書面5の解説も行われる。同書面で「四国電力は権利自白を行っている」と主張しているが、四国電力の主張がなぜ権利自白になるのか、裁判全体に与える影響はどうかなどが解説される。

また2020年は、1月に山口県の住民が訴えている同3号機仮処分申立事件（山口仮処分）に関して、広島高裁抗告審で「3号機運転差止」の決定が出て幕を明け、12月に関西の住民が訴えている関西電力大飯3・4号機の原子炉設置許可取り消しの訴えに対し大阪地裁が規制委に設置許可取り消しを命ずる判決が出て幕を閉じた。

異なる原発について、異なる裁判官が1年の間に2度住民勝訴の決定乃至判決を司法が下し

伊方原発広島裁判原告団・応援団

過去は変えられないが未来は変えられる

被爆地ヒロシマが被曝を拒否する 伊方原発運転差止広島裁判

たのは初めてのことであり、記者会見・報告会では、弁護団から合わせてこの動きに関する解説も行われる。

なお原告団・応援団の当日の取組は以下の通り。

- 13:45 頃 広島地裁前で第3回審尋期日記録写真撮影
- 14:00 広島地裁第3回審尋期日開始（一般非公開）
- 14:30 頃 審尋期日終了見込み
- 15:00 頃 オンライン記者会見・報告会開始
- 16:30 頃 記者会見・報告会終了

なお今回は前述のように、15:00 頃からの記者会見・報告会はオンラインのみとなる。参加希望の方は2月2日（火）までに下記メールアドレスまで申込みを。なお申込みの際は、メール件名に「報告会参加」とし、お名前と所属などを添えて欲しい。

オンライン参加申込みメールアドレス：hek@hiroshima-net.org

広島仮処分は、現在5月13日（木）に第4回仮処分審尋期日開催が決まっている。また山口仮処分は、広島高裁で2回の異議審審尋期日を経て、3月18日（木）に広島高裁の決定が出る事が決まっている。

（了）

伊方原発広島裁判原告団事務局 〒733-0012 広島市西区中広町2丁目21-22-203

e-Mail：saiban_office@hiroshima-net.org

URL：<https://saiban.hiroshima-net.org>

プレス担当：哲野イサクまたは網野沙羅（携帯電話 090-7899-4998）

伊方原発広島裁判原告団・応援団

過去は変えられないが未来は変えられる